

1 開会の宣言

議 長 出席委員が定数に達したので、定刻通り午後2時00分、本会を開会する旨を宣言した。

傍聴人の確認

議 長 傍聴人の有無を確認するよう事務局に指示したところ、いなかった。

2 署名委員の選任

議 長 署名委員に新木英男農業委員、黒須邦明農業委員を選任した。

3 参与の承認及び書記の任命

議 長 参与に小宮山農業委員会事務局次長、書記に関根副主幹、長澤主任を任命した。

4 議 事

議案第30号

農地法第3条の許可申請について

議 長 議案第30号について事務局に説明を求めた。

事務局 議案書を朗読した。申請番号1、地区は大石地区、権利は所有権、所在は藤波二丁目の2筆で、地目は2筆ともに登記、現況とも畑である。申請事由は譲渡人が経営規模の縮小、譲受人が新規就農である。今回は新規就農のため、譲受人の耕作状況は0アールである。

議 長 担当地区委員に現地調査結果の報告を求めた。

(報告) 大石地区の小川推進委員が報告した。12月23日(土)に大石地区担当委員5名で現地調査を

行った。現地の案内・説明をしたのち、農地の状況を報告した。

写真にあるとおり、大人の背丈ほどの雑草が枯草となっており、木は生えていないが全域にわたって草が伸びている。片隅に井戸小屋があり、数年前まで陸田として耕作されていたが、2年ほど管理されていな状態になっている。周辺は畑地で、環境としては良い場所である。

議 長

申請人入室を促した。

<申請人入室>

申 請 人

自己紹介を行った。

議 長

本件について意見を求めた。

市村推進委員

参考までに聞きたいが、現在はビルメンテナンスの仕事で、今度は施設園芸での多肉植物とのこと、何かベースになるような経験をしてきたのか。

申 請 人

趣味になるが、3年ほど前から自宅や庭で多肉植物の生産をやっている。この場所ではビニールハウスを建て、生産するつもりでいる。ビニールハウスでの生産は経験が無いが、現在、多肉植物生産農家の下で研修を行い、生産技術やビニールハウスの環境管理等についても勉強している。

市村推進委員

現在は練馬に住んでいるとのことだが、将来的に上尾に来るのか、東京から通いながら生産するのか、どのように考えているのか伺いたい。

申 請 人

現在父親の介護のために練馬に住んで同居しているが、今後、上尾近辺でアパートを借りて当面は通作して栽培をしようと考えている。

新木農業委員

現在の職業がビルメンテナンス、今度は多肉植物で新規就農するに至った経緯を伺う。

申 請 人

先ほども少し説明したが、3年ほど前から趣味で多肉植物の生産を始めたが、知名度が低いので自分で生産して普及活動をやりたいというのが目的。後、3年ほどで60歳になるので、何か新しいことに挑戦したいと思って、就農という新しい分野を始めることにした。

新木農業委員

許可申請の添付書類にある営農計画書の中に、作業人員を予定しているとあるが、その方はどの

- ような方を指しているのか。
- 申請人 自分の友人に話をしたら手伝いたいということなので、協力してもらうつもりであるが、当面は自分と妻が主体となってやっていく。
- 新木農業委員 友人ということで、多肉植物生産の経験はないということで了解した。それと、ビニールハウスを設置するとの計画だが、ハウスの規模や棟数を伺いたい。
- 申請人 間口5.4メートルで長さ40メートルのハウス3棟を計画している。面積としては200坪ほどで、当面はこの規模で始めて、軌道に乗れば棟数を増やそうとは考えている。
- 新木農業委員 計画書の中に業界最先端のビニールハウス生産技術と書かれているが、最先端の技術というのはどのようなものなのか伺いたい。
- 申請人 今研修でお世話になっているリエール株式会社が教えている栽培技術で、受講料を払っている立場なので、栽培・生産技術に関しては許可を得てからでないと教えることができない。ただ、YouTubeでリエール・サキュレントと検索すると栽培技術や生産技術が出てくる。申し訳ないが、自分からは公にはできない。
- 新木農業委員 地元委員からの現地調査報告があったが、現状ではかなり草が生えている状態かと思う。雑草などの処理はどのように行うのか。
- 申請人 今回、不動産業者の仲介で農地を購入するが、売買契約の中で現地を整地して譲渡することになっているので、売り主の方で整地することになっている。
- 新木農業委員 新規就農に当たり、将来的に法人を立ち上げるような考えはあるのか。
- 申請人 規模が大きくなるので、法人化も視野に入れている。
- 藤波農業委員 地元、大石地区の農業委員で、私も施設園芸をやっている。上尾でも施設園芸で多肉植物の生産者がいる。我々が今一番困っているのが重油代の高騰で、それが今一番足を引っ張っている。そうした中で、多肉植物はあまり温度がかからないので、良いところに目を付けたと思う。かなり技術

が必要で、研修を受けているというので良いと思うが、この業界自体がいろいろな問題を抱えているなかで、特に販売ルートは、今研修を受けているところなのか、市場なのか、インターネットなのか。

申請人 インターネットもあるが、リエール・サキュレントが全国で実施しているイベントに協賛して販売し、将来的には現地での販売も考えていきたい。

藤波農業委員 市場への出荷は考えていないのか。

申請人 市場にはどのように参入できるのか、そうしたルートがあるならお教え願いたい。

藤波農業委員 インターネットや直売でさばける量はそれほどでもないと思う。珍しいものや高級なものはある程度売れると思うが、規模を大きくやっていくには、市場とタイアップしてやらないと回らないと思う。ところで、今研修に行っているところは、暖房などはほとんど焚かないのか。

申請人 雪が降る地域は暖房を使うようだが、基本的にはやっていない。上尾は雪があまり降らないということなので特に心配していないが、ご指摘いただいたように対策はしていきたい。

藤波農業委員 ビニールハウスもある程度しっかりしたものを作らないとダメで、平成26年の大雪では、先輩の1000坪くらいのハウスが全壊している。異常気象だからこの辺でも30センチくらいの雪がいつ降るかわからない。近所なのでできることは協力する。

申請人 是非お願いしたい。

内田農業委員 多肉植物の成長過程について、作付け計画によると4月・5月・6月に植え付けのようだが、鉢に植えたものは、成長するのにどれくらいかかるのか。

申請人 ものにもよるが、半年から1年、商品化できるのは1年を超えるものもある。これから生産しようと考えているのは1年ぐらいかかると思う。半年程度で商品化できる品種もあるが、単価も安くなる。

内田農業委員 多肉植物については、よくわからないので質問させていただいた。

議 長 本件についてさらに意見を求めるが無かったため申請人に退室を促した。
＜申請人退室＞

議 長 採決を行ったところ、賛成全員で承認することを宣した。

議案第 3 1 号 特定農地貸付けの承認について

議 長 議案第 3 1 号について事務局に説明を求めた。

事 務 局 議案書を朗読した。申請番号 1, 地区は上平地区、所在は大字上字新梨子の 1 筆で、地目は登記、
現況ともに畑で、生産緑地の指定を受けている。

議 長 担当地区委員に現地調査結果の報告を求めた。

(報 告) 市村推進委員が報告した。12月20日(水)に上平地区担当委員4名で現地調査を行った。現
地の案内・説明をしたのち、農地の状況を報告した。もともときれいな畑として管理されており、
周りは住宅地となっている。特定農地貸付けということで、貸農園を30区画弱を整備していくと
いう計画で申請が出されている。写真にあるとおり、現地にはまだ2~3本のミカンが植わってい
るようだが、伐根して計画書にあるように1区画30㎡ほどの区画を整備して利用することになっ
ている。畑として管理されており、上平地区の委員としては問題ないと判断している。

議 長 本件について意見を求めるが無かったため、採決を行ったところ、賛成全員で承認することを宣
した。

議案第 3 2 号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について

議 長 議案第 3 2 号について事務局に説明を求めた。

事 務 局 議案書を朗読した。申請番号 1、地区は大谷地区、所在は壱丁目南及び壱丁目東の 2 筆で、2 筆
とも地目は登記、現況ともに畑である。納税猶予区分は相続税、続柄は親子である。

議 長 担当地区委員に現地調査結果の報告を求めた。

(報 告) 大谷地区の安藤農業委員が報告した。12月23日(土)に大谷地区担当委員4名で現地調査を行った。地図で現地の案内・説明をした。写真にあるとおり、1筆目は草丈3センチメートルほどの芝生状の草が生えているが、きれいに管理されている。2筆目は柿の苗木が選定され、2メートルほどの間隔で整然と植えられている。

議 長 本件について意見を求めた。
新井推進委員 確認のために聞くが、ここは生産緑地指定されているのか。
事 務 局 生産緑地である。
議 長 本件について意見を求めるが無かったため、採決を行ったところ、賛成全員で承認することを宣した。

議案第33号 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について

議 長 議案第33号について事務局に説明を求めた。
事 務 局 議案書を朗読した。申請番号1、地区は上尾地区、所在は東町1丁目、地目は登記、現況ともに畑の5筆である。事由は事由発生者の死亡で、従事日数は事由発生者が150日、他の方が150日、300日となっている。事由発生者は従事日数の条件は満たしていないが、事由発生者が固定資産税の支払いをしていたことを事務局で確認している。地図で現地の案内・説明をした。写真にあるとおり農地はしっかり管理されており、すべての農地に小松菜が作付けされている状況で、事務局としては問題ないと判断している。

議 長 申請番号2、地区は大石地区、所在は小泉三丁目の1筆で、地目は登記、現況ともに畑である。事由は事由発生者の死亡、続柄は親子である。従事日数は事由発生者が0日、他の方が150日、60日、200日、0日、0日となっている。従事日数では主たる従事者の証明が難しいことから、12月6日(水)に大石地区の藤波農業委員、山岸農業委員と事務局で申請人に聞き取り調査を行

った。申請人によれば、事由発生者は2年前より高齢者施設に入所していたが、農地管理や耕作については申請人である息子夫婦に指示を行っており、作付け等についても指導を仰いでいたとの証言を得たことで、事由発生者が農業経営に参画しており、固定資産税も事由発生者が支払っていたことが確認できたため、担当委員からは、今回の農業の主たる従事者についての証明はやむを得ないではないかとの報告を受けている。事務局としても問題ないと考えている。地図で現地の案内・説明をした。写真にあるとおり農地としての管理はしっかり行われ、露地野菜が作付けされている。事務局としては問題ないと考えている。

議 長 本件について意見を求めるが無かったため、採決を行ったところ、賛成全員で承認することを宣した。

議案第34号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について

議 長 議案第34号について事務局に説明を求めた。

事務局 議案書を朗読した。申請番号1、地区は平方地区、所在は大字平方領々家字東谷、地目は登記、現況ともに畑の2筆である。地図で現地の案内・説明をした。写真にあるとおり、2筆ともに露地野菜が作付けされており、事務局としては問題ないと判断している。

申請番号2、地区は上平地区、所在は大字平塚字下及び大字平塚字北ノ下の7筆で、地目は登記、現況ともに7筆すべて畑である。地図で現地の案内・説明をした。写真にある通り、すべての筆に関して農地として管理されており、大字平塚字下の5筆についてはすべて露地野菜が作付けされ、大字平塚字北ノ下の2筆に関しては柿の木が植えられている。事務局としては問題ないと判断している。

議 長 本件について意見を求めるが無かったため、採決を行ったところ、賛成全員で承認することを宣した。

議案第35号

令和5年度12月期農用地利用集積計画の承認について

議 長
農 政 課
議 長

議案第35号について担当課である農政課に説明を求めた。
制度について説明し、議案書を朗読した。

本件について意見を求めるが無かったため、採決を行ったところ、賛成全員で承認することを宣
した。

5 報告第9号専決処分について

- (1) 農地法第4条の届出の受理について
- (2) 農地法第5条の届出の受理について

6 閉会

議 長 以上で今回の提出議案全てについて審議が終了した旨を宣言し、午後3時05分、本会を閉会した。

7 その他

上記のとおり、会議の顛末が相違ないことを証するためここに署名いたします。

令和5年12月25日

議 長

署名委員

署名委員